

低所得世帯や子育て世帯に配慮した軽減額の改正

税額改正により均等割額が増えますが、低所得世帯及び子育て世帯の負担の影響を減らすため、軽減する額も増やし、軽減後の均等割額を低く抑えます。なお、低所得による軽減の該当世帯は、前年中の所得額で判定し7割、5割、2割のいずれかの軽減となります。

また、18歳以下の子ども(半額軽減)が、低所得世帯にも該当する場合には両方が軽減されます。

	低所得世帯の軽減後の均等割額（1人あたり）		
	改正前	改正後	比較
7割軽減世帯	17,160円	21,000円	3,840円増
5割軽減世帯	28,600円	35,000円	6,400円増
2割軽減世帯	45,760円	56,000円	10,240円増
(参考) 軽減なし世帯	57,200円	70,000円	12,800円増

低所得世帯の軽減措置の該当は、前年中の所得額を用いてこの表により判定します

7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与又は年金所得者数 - 1) 以下
5割軽減	43万円 + 10万円 × (給与又は年金所得者数 - 1) + 30.5万円 × 国保被保険者数 以下
2割軽減	43万円 + 10万円 × (給与又は年金所得者数 - 1) + 56.0万円 × 国保被保険者数 以下

低所得世帯や子育て世帯への影響はどうなりますか？



低所得世帯の均等割額は、過度の負担増にならないよう配慮し抑えた設定にしております。なお、これまでどおり申請なしで適用されますのでご安心ください。

また、子育て世帯の経済的負担に配慮した、18歳以下の子どもの均等割の半額軽減も継続していきます。こちらも申請なしで適用されます。



今後の国保税の引上げを抑制するために（お願い）

医療の高度化などの影響で、1人あたりの医療費は増加傾向にあります。医療費を節約することが、国保税の引上げを抑制するためにもとても重要ですので、次の取組にご協力ください。

1. 定期的に健診を受けましょう

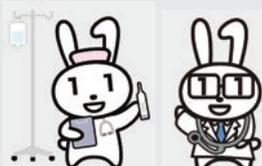
未然に病気を予防したり、早期発見・早期治療により重症化を防いだりすることは、医療費の抑制につながります。年に一回の健診は必ず受けましょう。

2. ジェネリック医薬品を利用しましょう

ジェネリック医薬品は、先発医薬品と同じ有効成分を含み同等の効果が認められる医薬品で、価格が安く設定されているため、切り替えることで医療費の節約につながります。

3. 重複受診は控えましょう

同じ病気や症状で複数の医療機関を受診することは、同じような検査や投薬による体への負担や医療費の増加にもつながります。かかりつけ医を持つなど適正な受診を心がけましょう。



診療履歴に基づいたより良い医療が受けられるなど、便利なマイナ保険証への切り替えをご検討ください。

